

付 則

- 1 令和元年10月1日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前金払については、第34条中「業務委託料の」とあるのは「業務委託料（当該業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。）の」としてこれらの規定を適用する。
- 2 施行日の前日までに請求を受けた部分払における部分払金の額の算定については、第37条中「部分引渡しに係る業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料（施行日の前日までに行う第37条第3項の規定による部分払の請求にあつては、当該部分引渡しに係る業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、同条第3項中「指定部分に相応する業務委託料」とあるのは「指定部分に相応する業務委託料（施行日の前日までに行う第37条第3項の規定による部分払の請求にあつては、当該指定部分に相応する業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、同条第3項中「引渡部分に相応する業務委託料」とあるのは「引渡部分に相応する業務委託料（施行日の前日までに行う第37条第3項の規定による部分払の請求にあつては、当該引渡部分に相応する業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、同条第3項中「業務委託料」とあるのは「業務委託料（当該業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。